

甲佐町における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月27日

政府は、令和2年2月25日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定した。また、翌26日の同対策本部において、「多数の方が集まる全国的なスポーツ、文化イベントに関し、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は中止、延期、規模縮小の対応を要請する」と表明したところである。

町においては、新型コロナウイルス感染症の国内での発生状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、「甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成26年2月策定）に則り対応に努めてきている。

そのような中、2月22日、熊本市及び上益城郡内で感染症患者の発症について報道がなされたところであり、現時点において、本町では、同行動計画に基づく取り組みとともに、以下の対応を講ずることとする。

なお、この対応方針については、国、県及び他自治体の動向や今後の感染の状況などを勘案し適宜見直すこととする。

1 感染対策、感染者の受診方法等の周知強化

- ① 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底に努める。
- ② 発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等呼びかける。
- ③ 相談窓口を周知し、適切に医療機関を受診するよう呼びかける。
- ④ 不特定多数の人が集まる活動への参加や、不要不急の外出を自粛すること、
また、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方は、できるだけ人ごみの多いところを避けることを呼びかける。

- ⑤ 屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることを避けることを呼びかける。
- ⑥ 風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用することを呼びかける。

2 町主催行事等の対応

- ① 不特定多数の人が参加する町主催（共催含む）の行事や集会等は、原則中止又は延期する。
- ② 参加者が特定される場合であっても、30名以上の規模の町主催（共催含む）の行事や集会等については、原則中止又は延期する。
- ③ 中止できない行事や集会等については、以下の留意事項を遵守する。
- ④ 行事（会議含む）の招集に代えて、参加予定者への資料の配布により（意見等を求める場合は電話で聴取など）招集によらない方法なども活用する。また、招集による場合は、招集範囲を最小限に抑制する。
- ⑤ 民間団体における行事等についても、上記①から④の方針によることを要請する。

【留意事項】

ア 会場入り口にアルコール消毒液を設置し、入室前に手指を消毒するとともにマスク着用を義務付ける。

イ 参加者に咳エチケット、頻繁な手洗いなどの実施を要請する。

ウ 感染予防に関する事前告知をするとともに、会場には参加者に見えるよう張り紙をするなど周知に努める。

エ 可能な限り参加者が密着しないような配席にする。

オ 定期的に窓を開けるなどこまめに換気を行う。

カ 握手や対面等でのグループワーク等は避ける。

【その他】

ア 学校における卒業式、入学式及び選挙など、実施の変更や中止が困難な行事については、感染予防に必要な対策をとるとともに、上記留意事項に注意し開催することとする。なお、保育園においても同様の対策を講じられるよう要請する。

また、遠足など公共交通機関等を利用して不特定多数と接触する機会が多い行事等については、原則中止又は延期する。

3 公共施設利用（使用・利用許可等）にあたっての感染対策

- ① 使用者には、使用者全員の名前を名簿に記載していただく。団体の場合は、代表者が参加者名をあらかじめ把握されるよう、受付時に周知する。
- ② 各施設に付随し、不特定多数の方が使用する備品については原則として貸し出しは行わない。ただし、やむを得ず貸し出す場合は、使用者又は管理責任者が除菌を施す。
- ③ 屋内の施設については、こまめな換気をされるよう周知する。
- ④ 各施設にアルコール消毒液を設置し、使用前に手指を消毒するとともにマスク着用を義務付ける。
- ⑤ 各小・中学校の体育館、グラウンド等の使用については許可しない。
- ⑥ その他、感染対策のための管理上又は使用上に必要な事項は、各施設の所管課において定める。